

都市計画法第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により公告します。

平成24年9月3日

京都市長 門川大作

1 許可年月日及び許可番号

平成24年3月14日 第4019号

平成24年6月28日 変第1777号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

京都市山科区大宅早稲ノ内町165番地、166番地、209番地、210番地、211番地、310番地の1（一部）及び320番地の1（一部）

3 許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府守口市桜町4番17号

敷島住宅株式会社

（都市計画局都市景観部開発指導課）